慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	田上雅徳君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.4 (1998. 4) ,p.121- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980428-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

田上雅徳君学位請求論文審査報告

田上雅徳（たのうえまさなる）君が提出した、博士学位請求論文「初期カルヴァンの政治思想」の内容は以下の通りである。

第一章　問題の所在
一　カルヴァン政治思想研究をめぐる「これまで」
(一)　民主主義的枠組み
(二)　主権論的枠組み
二　カルヴァン政治思想研究をめぐる「これから」
第二章　一六世紀国家と西欧精神史
一　近代国家と政教体制
二　人文主義と政治
三　キリスト教政治思想の迷走
第三章　『セネカ寛容論注解』における政治
一　『セネカ寛容論注解』までの道
二　イデオロギーとしての古典研究
第四章　福音主義の政治思想
一　ルターの影
(一)　フランス宗教改革
(二)　『キリスト教綱要』初版とルター
(三)　『綱要』初版の政治思想的問題―律法と福音―
二　都市・教会・政治
(一)　都市と宗教改革
(二)　教会論の展開
(三)　聖霊と政治
終章

田上君が本論文で意図していることは、ヨーロッパ政治思想史の中での宗教改革者・ジャン・カルヴァン（一五〇九～一五六四）の位置づけを再検討し、修正することである。カルヴァン思想に対する評価と位置づけにおいて従来の観方は、宗教改革と近代民主主義の因果関係を重視し、カルヴァンを近代民主主義の思想的開祖とするものである。この観方に対する田上君の批判は、カルヴァン自身の思想そのものと、後のカルヴィニズムの思想とを区別するところから始まる。

そして彼はカルヴァンの著作を読解し、カルヴァン自身の思想的枠組みと思想的諸理念（良心、個人、共同体すな

わち教会、その他）が近代的諸理念とはいささか異なるものであることを証明する。しかもその上、彼の研究意図の新しい点は、カルヴァン自身の思想的変化（神学的教義の変化）をフランス・ユマニスムの影響を濃厚に受けた初期の思想と神学的完成度の高い後期の思想をひとまず区別して究明しようとすることである。そして本論文は、その表題が示す通り、前者を扱うものである。その具体的な方向に軽く触れてみたい。

中世政治思想の特徴が宗教と政治の未分離状態にあるとされ、それと対照的に近代のそれが両者の分離状態にあると云われてきた。これは一面では正しいのであるが、しかし宗教改革者たちの思想的全体像を考慮に入れた場合、必ずしも一義的に言い切れるわけではない。すなわち、彼らは神の絶対性と主権性を強調し、宇宙創造者としての神は当然のことながら人間的生活の全領域においても支配者・関与者であると主張した。それゆえ、政治領域も神そしてキリスト教が積極的に関わる分野とされているのである。

宗教改革者たちの政治への視点がこの様なものであるならば、彼らの政治理解を強く方向づけていた考え方は、政治と宗教の分離ではなく、むしろ両者の統合であろう。そして田上君の理解によれば、前述の様な研究方向は宗教改革者たちの政治思想と神学的営為を含めた思想的全体像を内在的に理解する上で、最適のものなのである。

以上の如く立てられた問題に対する解決の糸口を、田上君は神学という広い領域の中の一部門である教会論に見出そうとする。何故なら、政治と宗教がおのおの自律性を認めつつも最大限に接近する場は、この世（政治が主として支配する領域）の中に信仰を持って生きる信仰者の共同体すなわち教会だからであり、そして教会論は神学を前提として政治理論とキリスト教を結びつける結節点の一つだからである。

宗教改革者の政治思想を教会論を媒介にして探る長所は、①人間の本質的属性としての共同体性（Gemeinschaft）を彼らがどのように理解したかが判明することであり、②共同体を維持・運営するために必要な権力の契機を彼らがどの様に理解しそして用いたかを理解することができることである。

この研究方法で明らかなことは、近代民主主義理論では個人が強調されているので、その思想的開祖のカルヴァンも又、個人とその良心を強調していると思われていたが、田上君はカルヴァン思想の中では個人よりも共同体（教会）が強調されていることに学問的関心を向けている。こ

の点は、「ヨーロッパ近代」の再検討のためには重要な意味をはらんでいるので、今後の研究の進展を期待したいものである。そして更に、体制宗教を押しつけているフランス王国に対抗して、信仰の自由を主張しそして守り抜こうとするカルヴァンが抵抗の理論的根拠と拠点にしたのも教会という法団体であったことも田上君は指摘する。つまり、支配権力に対する抵抗権の発動は、個人によるのではなく団体によるのであり、この発想は完全に中世的なのである。カルヴァン政治思想の中における中世的要素は、無視できないといえよう。

抽象的・超越的事柄を知的営為の対象とする神学者・カルヴァンも宗教改革者として現実の政治・社会状況に関心を向けざるをえなかった。なんとなれば、宗教改革とは中世ローマ教会があまりにも政治化した在り方に対する批判的運動だったからである。そうであるからには、宗教改革者の政治思想をわれわれが研究するためには、一六世紀の政治史、国家観等を明らかにしておく必要があろう。田上君は第二章においてこの点を考察する。

フランスでは、中世以来、信仰においてはカトリック教会に忠実ではあっても教会行政においてはローマ教皇から相対的独立を保つべきであるとするガリカニズムが存在した。そして一六世紀初頭のガリカニズムは、相反する二つの側面を有していた。①フランス王が国内の高位聖職者の任免権を把持すべきであること。②王国内の司教団は、国内の教会人事権に関して王権の介入を斥けて自主性を保持すべきこと。興隆しつつあった王権にとって必要なイデオロギー原理は、①の側面であることはいうまでもなかろう。そして又、王国領域内の一円的支配を意図する王権にとって、克服すべき問題点は、②の側面であることは明らかである。その結果、一五一六年にフランソワI世と教皇レオX世の間で締結されたのが政教条約（Concordat）であった。

フランス王は、国内の聖俗両権を法的に統制下に置くことに成功したわけであるが、このことの政治理論的意味は以下の如きものであろう。つまり、本質的に王権とは別個の独立した法団体としてのローマ教会、そしてローマ教会内に属するフランス国内の各々の宗教団体（固有の法的権利を有していた）は、「教会の理由」に基づいて王権と王国にこれまで対峙してきた。しかし今や、フランス王国も独立した法団体に成長し、下位の中間団体と同じ平面に宗教団体をも位置づけることになったのである。「国家理由」の成立と発展である。

中世以来、支配権力は支配の正当性を伝統主義に基づくと共に、イデオロギーとしての普遍性（ローマ帝国とローマ教会という普遍的原理）との関係性から引き出していた。しかし一六世紀に入ると、王権は普遍的理念と訣別して、自らの正当性を主張しなければならなかった。この普遍的理念に対決した、特殊的実体としての王権に支配の正当性イデオロギーを提供したのは、人文主義であった。

一六世紀における王権の絶対化の時期と北方ルネサンスの展開の時期は一致している。フランス人文主義は、歴史の重視なかんずく王国の歴史を強調することによって、普遍性に依拠することなく成立する政治的単位がヨーロッパ世界に存在する正当性をフランス王権に提供した。更に又、人文主義は、英知を有する活動的君主の美徳を称讃した。これは、ドイツ帝国とローマ教会という普遍的原理に対抗して、特殊的原理に立脚する、封建王政から成り上がってきたフランス王に対する、心強い声援であった。

しかしながら、人文主義は古典古代のヴィルトゥを、政治主体として上昇を志している君主に期待しつつ、その上、宗教的な後光を与えることによって、君主を絶対化してしまったのである。絶対君主とは、ヨーロッパ政治がかつて体験したこともないほどの強力な権力を発揮し始めたのである。

初期カルヴァンにおいて人文主義的政治思想が読みとれるのは「セネカ寛容論注解」（一五三二年刊）の中である。そして田上君の理解によれば、この人文主義的政治思想はカルヴァンが福音主義（プロテスタンティズム）に回心した後の政治思想に比較すると、いささか性格が異なるものなのである。この理解と研究方法は、晩年のカルヴァンの政治思想の観点から青年時代の思想内容を類推する危険を避けることを意味する。それと同時にこの方法は、福音主義（プロテスタンティズム）への回心後のプロテスタンティズム政治思想の諸原理と特徴を間接的に明らかにするものであり、更には田上君自身の一六世紀の時代状況の全体像理解に役立つものであろう。この理解と方法は現時点で一応の成功を収めてはいるが、次の研究でより一層の展開をわれわれは期待している。

ではカルヴァンが「寛容論注解」で主張している限りでの人文主義的政治思想とは、どの様なものであろうか。まず、有機体論的国家観である。これは、本来、古代と中世の伝統的発想であったが、カルヴァンにおいては、主権国家の確立に向けて絶対主義化しつつある国王観に接近していく性格をもっていた。王は生きた法であり、ローマ法の

格言「君主の意に適うことは法の力を持つ」(Quod principi placuit legis habet vigorem)が妥当する存在なのである。ボダンで開花する「立法主権」の先駆といえよう。つまり君主の地位の極大化である。この様なカルヴァンの思想に対して内発的に批判的契機が生ずるのは、彼のプロテスタンティズムへの回心の後である。

ところで、ヨーロッパ精神史と政治史の中で、宗教改革とは何であったのであろうか。宗教改革は、ヨーロッパ四大革命の一つといわれている。このことを、政治学の観点から軽く触れておかねばならないであろう。

いうまでもなく、一五一七年にルターによって幕が切って下ろされた宗教改革は、中世ローマ・カトリック主義に対する異議申し立てである。いかなる問題に対して申し立てられた異議かといえば、救済論(人間の魂はどの様に救われるか)とローマ教皇の法的・霊的地位に対してである。田上君の今回の提出論文に関連するのは前者である故に、審査報告ではこれに限定したい。そして考察の大前提として、ヨーロッパの一六・一七世紀の二〇〇年は「コンフェッショナリズムの時代」(信仰告白の時代)ともいわれ、人々の最大関心事がまず第一に、自分自身が永遠の救済にあずかれるか、どうかということにあったことを念頭におかねばならぬ。

中世ローマ教会は、救済論に関しては神人協力説を執る。つまり、人間が教会の中に在籍しつつ可能な限り徳を積んで神的世界に上昇する一方で、神による上からの恩恵が下だってくることによって救済される。この際「徳」とは、ローマ教会が公的に教示する徳目と掟のすべてである。ローマ教会の考えでは、人間は救済に値する何程かの善性・徳性と能力が具備されているのである。これに対するに宗教改革者たちは、救済論に関しては信仰義認論を執るのである。これによれば、人間は全くの罪人であって、神の戒め・掟を自分自らの能力で達成することはできず(つまり神的世界に上昇できるような有徳性は内在せず)、神が上からの恩恵として一人子イエスをこの世に下だし与え、そして彼に全人類の罪を負わせて十字架につけることによって、神と人間が和解したという福音を人々が信仰することによってのみ救済されるのである。換言すれば、宗教改革者たち、殊にルターは救済論においても神の絶対性を強調したのである。

この種の問題は本質的に神学の次元の問題であるが、しかし直ちに人間の生活倫理(キリスト教倫理)に連動して、

当時の社会の中で現実的な影響力をふるうのである。そして宗教改革急進派は信仰義認論を振りかざして、宗教的戒律と世俗法を軽視する教義へと進んでしまったのである。更に、一部の急進派は、福音主義の原理を貫徹するものとして、世俗秩序に対する武力攻撃の拳にまで出たのである。つまり、アナーキーの出現である。

ルター自身は、人間は神から一方的に恩恵として罪を赦されたものであるからこそ、自分がその中で生きている既存の秩序を重んじそして従うことで神に感謝を表明すべきであるとする、信仰の論理を提出していた。しかし急進派の突きつけた議論は次の如きものであった。即ち、神への感謝としての服従とはいえ、それは世俗の秩序を無批判に認めることを意味するのか。更に疑問は展開する。即ち、既存の秩序を重視するとしても、もし神を軽んじる世俗為政者がいたとするなら、それに対してキリスト教徒はどのように対応すべきなのか。あるいは改革を信奉する信仰者とその教会が、ローマ教会を支持する君主の支配領域の中に存在する場合、どのように行動すればよいのか、等々であった。これらの疑問は、宗教改革者とその追随者たちにとって単なる神学的な理論のもてあそびではなく、現実の差し迫った問題なのであった。それ故にこそ、神学的にも政治理論的にも解決を迫られた問題なのであった。この時代的要請に応答しようと苦闘したのがカルヴァンだったのである。

カルヴァンの政治思想史上の功績は、世俗政治権力の支配に頼らずとも、教会を中核とした信仰による連帯によって、人間は現実社会の中に秩序を形成することができることを理論化したことである。そしてこのことは、政治権力ひいては国家を相対化する思想を育成していくことになるのである。カルヴァンを近代民主主義の思想的開祖とするのも、ある意味では正しい視点といえよう。田上君は、以上の如きカルヴァンの理論的構築の萌芽を「若きカルヴァン思想」の中に観ようとするのである。そして、それは中世ローマ教会を否定した後に新たに再建した教会論であった。

世俗社会の中にあって世俗権力から独立した教会を形成するにあたって、カルヴァンが創出したのは「長老制度」であった。長老は、俗人信徒から選ばれて牧師と共に教会員の生活指導を行う役職である。これによって、教会は世俗権力とは無関係なところで俗人信徒の社会倫理を自ら育成し、自立した組織として運営されたのである。長老会は自立的な教会訓練を執行する権限を教会内で認められた。

以上のことは、世俗権力の強制力なくして民衆の生活倫理が変革される可能性が生み出されたことを意味した。換言すれば、世俗権力なくしても世俗社会の秩序を形成する原理と制度が成立したことを意味する。そして更に、牧師を中心として長老会が支配している教会という制度は、自発的結社（voluntary association）の原理を歴史の流れの中に生み出した。人間社会の中に国家以外の結社・団体にも存在の正当性が与えられることになり、一七世紀イングランドの市民革命のイデオロギーに昇華していったことは周知の事実であろう。

これまでの記述で明らかな通り、カルヴァン本人は主観的には自覚していなくても、彼が考察しそして理論化した神学的問題は非常に大きな政治学的意味をはらんでいた。そして現実に展開していった彼以後の歴史の中で、政治的領域での大変革（イギリス市民革命）は、宗教的問題ことに国教会制度の是非をめぐって開始された論争が引き金となって開始され、そして広い意味での近代民主主義として定着していったのである。ただし、イギリス市民革命がカルヴァン神学思想の直接的影響の下に進行していったなどと主張しているのではないことを、田上君と共に評者はお断りしておきたい。

それ故、後代のわれわれ政治学徒は、一見すると政治学とは無関係なカルヴァンの思想的枠組みと用語を、政治学的観点から読み直さなくてはならないのである。換言すれば、カルヴァン政治思想を究明するためには、先ず初めに神学用語と神学的思想を用いて神学者カルヴァンの思想全体（その内容のほとんどが神学領域に属するものである）に迫らなければならない。次に政治学の次元に立ち帰って、神学用語と神学的思考を政治学のそれに翻訳し直さなくてはならない。そして政治学用語と政治学的思考に移し変えられたカルヴァンの思想全体が、われわれの前にカルヴァン政治思想として提示されるのである。この様な研究手続きと技法を修得するためには、厳しい特定の訓練が必要であり、それには又、永い時間を必要とする。

以上の如き訓練を、田上君は学部学生時代から開始し、現在に至っている。そしてその最初の成果が本論文である。本論文において、彼が忍耐強くそして誠実に問題に取り組んだことが示されている。その上、カルヴァン思想に対しては正攻法・オーソドックスな研究方法しかあり得ないのだが、しかし正攻法が陥り易い平板で単調な展開に終わることなく、田上君は鋭い切り口でカルヴァン全体像に迫る、センスの良さも示している。以上の如く全体的に本論文を

審査し、われわれは本論文が博士（法学）学位を受けるにふさわしい秀れた業績であると判断する次第である。

次に本論文の関わりで、田上君の今後の研究についていささか述べておきたい。

本論文が「初期カルヴァンの政治思想」なのであるから、当然のことながら次に続く研究は「後期カルヴァンの政治思想」あるいは思想的全体像を明らかにするものとして「カルヴァンの政治思想」となるであろう。そのため田上君に心がけていただきたい以下の三点である。

(1) これまでも田上君が本論文で究明してきたことではあるが、カルヴァンの神学思想への理解と洞察を、より一層、深める必要がある。例えば(a)田上君は宗教改革の思想史の流れの中で、信仰義認論に即してカルヴァンの営為の独創性は、ルターが「律法から福音へ」というヴェクトルで理論化していったのに対して、「福音から律法へ」と発想を逆転させたことである。その結果、律法（宗教的戒律）とキリスト教社会倫理が重視される思想が形成された。確かにその通りである。この点は本論文でも軽く触れられてはいるが、カルヴァン思想の全体像を描くためにも、そして更にはプロテスタンティズム神学思想史はおろか二〇〇〇年のキリスト教神学思想史の流れの中でも、大きな比重を占めているものであり、より一層の考察が求められよう。(b)田上君は本論文の中で、カルヴァンがローマ・カトリック教会とは異なる形と根拠に基づき独自の教会論を構築したことに言及し、そしてその教会論を今後のカルヴァン政治思想の研究の中で展開しようとしている。その際の理論的根拠とは、聖霊論である。つまり、カルヴァンは制度としての教会をローマ教会の如く「ペテロの代理人」の後継者としてのローマ教皇を頭とする、伝統主義と教会法によって背後から支えられている、法団体としてとらえるのではなく、聖霊によって充たされた信徒の共同体としてとらえるのである。カルヴァン教会論の解釈における聖霊論の重視は、田上君が内外の文献を猟渉した成果であり、そして鋭いセンスの賜物というべきであろう。この問題は、ヨーロッパ近代思想一般が置き忘れて今日に至っている、貴重な問題点であるので、今後の十分な展開をわれわれは期待しているのである。

(2) 田上君がカルヴァン政治思想の研究に今後とも没頭するとはいえ、宗教改革全体の政治思想への配慮は当然のことであり、殊の外、ルターの思想全体を学習することは必須条件といえよう。その上、近代初期のもう一方の主流

思想としての人文主義への更なる理解も必要であろう。この二つを達成することが結果として、田上君のカルヴァン思想研究の進展そして近代政治思想研究の広がりを保証するものといえよう。

(3) 自然法について一般的にいえることは、一六・一七世紀においては或る思想家が自然法をどの様に理解しそして自己の思想枠組みの中にどの様に取り入れるかで、その思想家の世界観と世俗社会観が決定される。田上君は、カルヴァンが自然法を無視はしないまでも冷淡であったと理解しているようである。その理論的必然性がカルヴァンの思考枠組みの中には存在しているはずであり、本論文では必ずしもそのことが明確に叙述されてはいなかった。次に続くカルヴァン研究の一章として彼の自然法観を浮彫りにすると、同時代と先行の思想家たちとの比較思想研究として有意義なものが創出されるであろう。

以上の三点は既に本論文の中で軽く言及されているので、田上君が問題の所在と重要性は気づいていることをわれわれは認知している。それ故にこそ、田上君がその豊かな学問的能力と鋭いセンスを十二分に現実化され、日本におけるヨーロッパ政治思想研究に貢献されるであろうことをわれわれは確信しているのである。

一九九八年一月二三日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　鷲見　誠一

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　蔭山　宏

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　森　征一